

文京区監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年8月23日

文京区監査委員 渡部敏明
同 松本理恵子
同 田中利周

1 審査の対象

令和4年度文京区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度文京区内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、文京区長が作成した報告書について、その評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

報告書について、文京区長及び内部統制評価部署から報告を受け、文京区監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、定期監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

報告書における評価は、全庁的な内部統制体制の整備状況及び運用状況の評価、業務レベルの内部統制の評価、いずれも適切であったことが認められた。

しかしながら、内部統制の重大な不備には該当しないものの、不適切な事項が把握されていることから、引き続き課題や制度上の改善事項、内部統制の不備等の解決に各職場、各職員が積極的に取り組むことで内部統制の機能が更に向上し、区民の区政に対する信頼の下、効率的かつ効果的に区民サービスを提供する基盤である内部統制制度が持続的に発展していくことを期待する。

これに付随し、今回の審査に関し、以下のとおり意見を付す。

まず、評価の方法についてであるが、報告書附属資料において内部統制の重大な不備に該当するか否かの判断のための観点が示されている。それに基づき、評価の過程で、評価担当部署が行う評価について、内部統制の重大な不備と評価しなかった、及び不適切な事務事例について重大な不備と評価しなかった判断を明確にしていることが確認できた。今後は、その根拠をより一層明確に示すことで説明責任を果たされたい。

なお、監査委員による適正な審査を行うため、評価手続が適時・適切に実施されたことを示す、評価担当部署等による評価作業の実施記録や個々の評価結果の根拠を表す文書等については、審査に必要かつ十分な範囲で引き続き提供されることをお願いしたい。

次に、内部統制の運用についてであるが、優先的に取り組むリスクとして選定しなかったリスクに係る不適切な事務事例が複数の部署で発生していることから、全庁的リスクを踏まえたリスク対応の精度向上が求められる。

また、個人情報の取扱いにおける流出等の不適切な事務事例は、区民等へ大きな影響を与える可能性があることから、個人情報に関係する所管部署において適切にリスク対応策を整備し、運用されることが望まれる。リスク対応策として事務処理マニュアルを整備している場合でも、マニュアルに沿った手順を踏んでいないことによる個人情報の漏えいが発生しているため、個人情報に関係する所管部署だけではなく、全庁的に委託業務を含めて注意喚起をするとともに、個人情報保護管理責任者である所管課長によるマネジメントや職員研修を通じて意識向上を図るなど、更なる未然防止策を講じられたい。

さらに、監査委員が適時・適切に重大な不備の早期の改善又は是正を求めるため、運用上の不備に該当する事項又はその可能性のある事項が発生した場合は、評価担当部署又は関係部署から適宜、監査委員に報告されたい。